

令和2年松前町条例第3号

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年3月18日

松前町長 岡 本 靖

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松前町条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬が月額により難いと認めるときは、その者の基本報酬の額を日額又は時間額で定めることができる。この場合において、その日額又は時間額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、町長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。</p> <p>(1) 基本報酬の額を日額で定める場合 基準月額を21で除して得た額に、フルタイム会計年度任用職員について定められた<u>1日</u>当たりの勤務時間に対するその者について定められた<u>1日</u>当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額</p> <p>(2) 省略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬が月額により難いと認めるときは、その者の基本報酬の額を日額又は時間額で定めることができる。この場合において、その日額又は時間額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、町長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。</p> <p>(1) 基本報酬の額を日額で定める場合 基準月額を21で除して得た額に、フルタイム会計年度任用職員について定められた<u>1週間</u>当たりの勤務時間に対するその者について定められた<u>1週間</u>当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額</p> <p>(2) 省略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p>

第9条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額_____

_____とする。

- (1) 基本報酬の額が月額で定められている場合 その者の基本報酬の額を、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に対するその者について定められた1週間当たりの勤務時間の割合で除して得た額に12を乗じ、その額を、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分にその年における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日の合計日数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額
- (2) 基本報酬の額が日額で定められている場合 その者の基本報酬の額を、その者について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た額
- (3) 基本報酬の額が時間額で定められている場合 その者の基本報酬の額_____

附 則

第9条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に対するその者について定められた1週間当たりの勤務時間の割合で除して得た額に12を乗じ、その額を、その者と類似する職務に従事するフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分にその年における職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日の合計日数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

- (1) 基本報酬の額が月額で定められている場合 その者の基本報酬の額_____
- (2) 基本報酬の額が日額で定められている場合 その者の基本報酬の額に21を乗じて得た額_____
- (3) 基本報酬の額が時間額で定められている場合 その者の基本報酬の額に162.75を乗じて得た額_____

この条例は、公布の日から施行する。